

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 9)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。 《要望の内容》 当該措置の恒久化を要望する。 《関係条項》 地方税法 第 72 条の 12 附則 第 9 条第 19 項 地方税法施行令 第 22 条 附則 第 6 条の 2
5	担当部局		経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 5 年度 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設
8	適用又は延長期間		恒久
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 間接オークション制度利用における支障となっている卸電力取引所を通じた自己約定における二重課税を解消し、広域メリットオーダーの達成を促進する。 〔参考〕 ○電力システムに関する基本方針(平成 25 年 4 月閣議決定)」に基づく電気事業法の改正により(平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立)、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成

			への障壁となっていた。 ○こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成を促進してきた。 ○一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。																								
			《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げている。 また「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成 29 年 2 月)」において、「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする」旨が記載されている。																								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																								
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の公平性確保により、間接オークション制度利用における障壁が解消されるため、広域メリットオーダーの達成が促進される。																								
10	有効性等	① 適用数	本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下のとおり。 (単位: 百万 kWh) <table><tr><td>年度</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>区分</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用数</td><td>5,354</td><td>35,692</td><td>35,692</td><td>35,692</td><td>35,692</td><td>35,692</td><td>35,692</td></tr></table> 【算出根拠】	年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用数	5,354	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692
年度	令和 2	3	4	5	6	7	8																				
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																				
適用数	5,354	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692	35,692																				

		1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出））を当該年度のスポット市場におけるシステムブライス平均単価で割り戻して適用量を推計。 2. 令和4年度以降分については、令和3年度並みになると仮定し計上。 〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）																								
②	適用額	本措置の適用の対象となる自己約定額の推移は以下のとおり。 (単位: 百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr><tr><th>区分</th><th>実績</th><th>実績</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th></tr><tr><td>適用額</td><td>60,020</td><td>480,410</td><td>480,410</td><td>480,410</td><td>480,410</td><td>480,410</td><td>480,410</td></tr></table> 〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出））を計上。 2. 令和4年度以降の自己約定額については、令和3年度並みになると仮定し計上。 〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用額	60,020	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																			
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
適用額	60,020	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410	480,410																			
③	減収額	本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額を減収額と考えると、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり推定される。 (単位: 百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr><tr><th>区分</th><th>実績</th><th>実績</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th><th>見込み</th></tr><tr><td>減収額</td><td>630</td><td>5,044</td><td>5,044</td><td>5,044</td><td>5,044</td><td>5,044</td><td>5,044</td></tr></table> 〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出））を計上したうえで、税率 1.05%を掛け合わせ算出。 2. 令和4年度以降の減収額については、令和3年度並みになると仮定し計上。	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	減収額	630	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																			
区分	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
減収額	630	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044																			

			〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）																								
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本施策の効果をマクロの定量指標で評価することは困難であるが、例えば、第1回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「資料5今後の市場整備の方向性について」のページ10に記載の「連系線利用状況イメージ」（以下抜粋）を例にとると、間接オークションの導入により、「利用計画4（25 円/kWh）」ではなく「利用計画 5（5 円/kWh）」が使われるようになり、差額 20（=25-5）円/kWh 分コストが減り、広域メリットオーダーに寄与することになる。 また、本措置により、卸取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避したことで、課税の公平性を阻害となる事象を是正している。 ＜連系線利用状況イメージ＞ （4つの利用計画分を送電できる容量があると仮定） ①～④は優先順位 <table><tr><td>①</td><td>利用計画 1（8 円/kWh）</td><td>③</td><td>利用計画 1（8 円/kWh）</td></tr><tr><td>②</td><td>利用計画 2（10 円/kWh）</td><td>④</td><td>利用計画 2（10 円/kWh）</td></tr><tr><td>③</td><td>利用計画 3（7 円/kWh）</td><td>②</td><td>利用計画 3（7 円/kWh）</td></tr><tr><td>④</td><td>利用計画 4（25 円/kWh）</td><td></td><td>利用計画 4（25 円/kWh）</td></tr><tr><td></td><td>利用計画 5（5 円/kWh）</td><td>①</td><td>利用計画 5（5 円/kWh）</td></tr><tr><td></td><td>利用計画 6（17 円/kWh）</td><td></td><td>利用計画 6（17 円/kWh）</td></tr></table> （現状：先着優先）（今後：間接オークション） 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することで、課税の公平性を確保している。	①	利用計画 1（8 円/kWh）	③	利用計画 1（8 円/kWh）	②	利用計画 2（10 円/kWh）	④	利用計画 2（10 円/kWh）	③	利用計画 3（7 円/kWh）	②	利用計画 3（7 円/kWh）	④	利用計画 4（25 円/kWh）		利用計画 4（25 円/kWh）		利用計画 5（5 円/kWh）	①	利用計画 5（5 円/kWh）		利用計画 6（17 円/kWh）		利用計画 6（17 円/kWh）
①	利用計画 1（8 円/kWh）	③	利用計画 1（8 円/kWh）																								
②	利用計画 2（10 円/kWh）	④	利用計画 2（10 円/kWh）																								
③	利用計画 3（7 円/kWh）	②	利用計画 3（7 円/kWh）																								
④	利用計画 4（25 円/kWh）		利用計画 4（25 円/kWh）																								
	利用計画 5（5 円/kWh）	①	利用計画 5（5 円/kWh）																								
	利用計画 6（17 円/kWh）		利用計画 6（17 円/kWh）																								
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は二重課税となることを避けるものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																								

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 8 月 (R2 経産 13)